

バイオマスセンター研修施設管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 バイオマスセンター研修施設管理業務委託に係る業者選定を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により業務の遂行に最も適した者を厳正かつ公正に選定するために、プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、別に定めるところにより業務を委託するにふさわしい業者を選定するものとする。

(1) 提案の審査及び選定

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は環境経済部長とし、委員は環境衛生課長、商工観光課長、契約検査課長、企画振興課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に対し出席及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境経済部環境衛生課循環型社会推進係において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和5年3月28日から施行する。

(委員会の設置期間)

2 委員会の設置期間は、業務委託の契約締結日までとする。